



平成 22 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社トーア紡コーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 谷 賀 寿 則
(コード番号： 3204 東証・大証各第一部)
問 合 せ 先 取締役財務本部長 長 井 渡
(TEL06-6203-3082)

行使価額修正の決定に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 12 月 10 日の取締役会において、当社が平成 22 年 9 月 30 日に発行した第 2 回乃至第 4 回新株予約権に関する行使価額修正の決定を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 行使価額修正を行う新株予約権の回号 第 2 回乃至第 4 回新株予約権
2. 行使価額の修正開始日 平成 22 年 12 月 20 日
3. 修正前行使価額 86.4 円 (適用は平成 22 年 12 月 19 日まで)
4. 修正後行使価額
(1) 平成 22 年 12 月 20 日から平成 23 年 1 月 14 日までの間 68.5 円
(2) 平成 23 年 1 月 14 日の翌日以後

第 2 回乃至第 4 回新株予約権要項(以下「要項」という。)第 4 項に基づく行使価額修正の決定が行われたため、行使価額は、毎月第 2 金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の 5 連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の 90%に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。)または、リセット価額(60.9 円。ただし、要項で定めるリセット価額の調整事由が生じた場合には、要項に従い調整される。)のいずれか高い価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)

ただし、上記算出の結果、修正後行使価額が 144 円(ただし、要項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、要項に従い調整される。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

5. 修正事由

要項に規定された行使価額の修正条項の適用によるものです。

6. 調達資金の用途

第 2 回乃至第 4 回新株予約権の権利行使により払い込まれた資金は、当社中国子会社への出資金(3 億円)に充当する予定です。

以 上